とを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない、なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。工期：令和３年11月１日から令和６年３月22日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和３年10月31日まで）なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑹　使用する主な資機材　コンクリート　約43㎥（立米）、鉄筋　約２t、板ガラス　約350㎡、屋上シート防水　一式、外壁磁器質タイル張り　一式、ビニル床シート　一式、石こうボード　一式、軽量鉄骨壁下地　一式

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp）】により行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている有資格者であること。

⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点以上であること。

⑷　平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の３階以上かつ2,500㎡の病院の新営又は改修工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は専任とする。ただし、建設業法第26条第３項の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者を専任で配置するときは、当該監理技術者は、建設業法施行令第29条で定める数の範囲内において兼任できるものとする。また、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者（監理技術者の行うべき職務を補佐する者も含む）の配置を要しない。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の３階以上かつ2,500㎡の病院の新営又は改修工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者（監理技術者の行うべき職務を補佐する者も含む）にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。㋐入札価格が予定価格の制限範囲内であること。㋑提案内容等が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記３⑶①の評価、並びに②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高31点を与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況」及び「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える（入札説明書参照）。

②　加算点の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記３⑶①～③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記３⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細については入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画㋐社会的要請（特別な安全対策）

③　工事全般の施工計画

⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。